4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には線形不良区間等が存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、鶴岡市内の各自治会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　山形県鶴岡市朝日庁舎

○関東地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
久喜市菖蒲町下栢字陣屋二五七五番一から同市菖蒲町柴山枝郷字新田四一四番二まで	前	一四・六四メートル	二・三〇七キロメートル
	後	一四・六四メートル	二・三〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
越谷市千間台東一丁目七番五から春日部市大枝字屋敷前四四九番三まで	前	一七・五六～四〇・一四メートル	〇・一七三キロメートル
	後	一二・三四～一八・九一メートル	〇・一七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
甲府市国母八丁目七二五番一から同市国母八丁目六〇五番二まで	前	二二・一一～二六・二九メートル	〇・四二九キロメートル
	後	二二・一一～四一・四五メートル	〇・四二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
取手市桑原字桑原二一七番三から同市桑原字桑原二一七番四まで	前	二二・〇〇～二六・四二メートル	〇・〇〇三キロメートル
	後	二二・〇〇～二六・四二メートル	〇・〇〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
魚沼市下島字二十刈一二七九番二から同市下島字二十刈一二八六番一まで	前	二二・五三～三七・九六メートル	〇・〇六五キロメートル
	後	二二・九七～三九・八〇メートル	〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
上越市大潟区土底浜字中稲場尻一七〇五番五から同市大潟区土底浜字蜘ヶ池道東一七六九番一まで	前	一三・四〇～一五・六〇メートル	〇・一六七キロメートル
	後	一三・四〇～二二・四〇メートル	〇・一六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所